

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学位審査に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程（以下、「本課程」という。）の学位審査に関し、日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本課程において授与する学位は、次のとおりとする。
修士（看護学）

(修士論文仮テーマの提出)

第3条 修士の学位に係わる研究を行おうとする者は、研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文仮テーマ届（様式第1号） 1部

(修士論文研究計画書の提出)

第4条 修士の学位に係わる研究を行おうとする者は、研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文研究計画届（様式第2号） 1部

(2) 修士論文研究計画書（様式第3号） 2部

2 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

3 受理した修士論文研究計画書は、返却しない。

(修士論文研究計画書の様式・体裁)

第5条 修士論文研究計画書の体裁は様式第3号のとおりとする。

(1) 研究計画書は、A4判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

(研究計画の審査)

第6条 研究計画は研究科教務委員会が審査し、審査結果を研究科長及び研究科委員会に報告する。

(研究計画の倫理審査)

第7条 研究計画については、基本的に本学研究倫理審査委員会の審査を経なければならない。

(修士論文提出の資格)

第8条 修士論文提出の資格を有する者は、原則として本課程に2年以上在学し得ると認められた者で、本学大学院学則に定める課程修了に必要な単位を修得した者とする。ただし、次の単位を除くものとする。

(1) 教育・研究者コース 特別研究

(2) CNSコース、助産コース 実習科目、課題研究

(修士論文)

第9条 修士論文は、提出者単独の著作を原則とする。ただし、提出者が筆頭者となったもので、共同研究者の同意が得られたものに限り、修士論文とすることができる。

(修士論文の提出)

第10条 学位規程第5条第1項の別に定める方法は、次の各号のとおりとする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 修士論文審査申請書(様式第4号) 1部
- (2) 修士論文(様式第6号) 4部
- (3) 修士論文要旨(様式第5号) 4部
- (4) 共同研究者同意書(様式第7号) 1部(第9条の該当者に限る)

3 前項に定める書類の提出期限は、掲示または書面をもって通知する。

4 審査のため必要があるときは、当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。

(審査委員会)

第11条 学位規程第6条第1項に定める審査委員会の構成は、次のとおりとする。

2 審査委員会は、当該学生ごとに、主査1名、副査2名の委員で組織する。

3 審査委員会の主査は、原則として研究科委員会が指名した研究科の専任教授(当該論文に関わる研究指導教員(以下、「研究指導教員」という。)を除く。)が務めることとする。

4 審査委員会の副査は、研究指導教員及び研究科委員会が指名した研究科の専任教授または准教授(当該論文に関わる研究指導補助教員(以下、「研究指導補助教員」という。)を除く。)が務めることとする。

5 研究科委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、研究科以外の教員を審査委員会の委員に選ぶことができる。

6 研究科委員会は、学位論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員会の委員に選ぶことができる。

(最終試験)

第12条 審査委員会は、修士論文の審査を終了した後、当該論文に関連ある科目について、口頭または筆答による最終試験を行う。

2 最終試験の期日、方法、場所は、審査委員会が決定する。

(修士論文審査委員会の報告)

第13条 審査委員会は、研究科委員会から指名を受けた後1ヵ月以内に、修士論文の審査及び最終試験を行い、修士論文審査報告書を研究科長に提出する。

2 修士論文審査報告書(様式第8号)には、審査結果および最終試験の結果と要旨を記入し、審査委員が署名捺印する。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科長は、前条の報告を受けた後、研究科委員会を開催し、審査委員会の報告に基づいて課程修了の可否又は学力の確認を議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員の過半数が出席し、かつ出席構成員の3分の

2以上の賛成を必要とする。

(学位論文の発表)

第15条 修士論文として提出された論文は当該年度の学位論文発表会で発表する。

2 発表会に関する日時等、詳細は掲示または書面をもって通知する。

(学位論文の印刷公表)

第16条 修士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から2年以内に修士論文を印刷公表し、公表報告書(様式第9号)を研究科長に提出しなければならない。但し、当該学位を授与される前に既に印刷公表した時はこの限りではない。

(適宜の処置)

第17条 修士論文の審査及び最終試験に関し、この細則を適用し得ない場合は、研究科委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第8条の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第8条の規定は、令和4年度以降に入学する者について適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

様式第 1 号

修士論文仮テーマ届

(特別研究・課題研究)

令和 年 月 日

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科 科長 殿

日本赤十字九州国際看護大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程
学籍番号
氏 名 印

仮テーマ	
研究目的・対象・方法	

研究指導教員氏名 (自署) : _____

様式第2号

修士論文研究計画届

(特別研究・課題研究)

令和 年 月 日

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科 科長 殿

日本赤十字九州国際看護大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程
学籍番号
氏 名

印

日本赤十字九州国際看護大学大学院学則第28条に基づく研究を実施するにあたり、下記の研究計画書を提出します。

記

申請学位 修士（看護学）
研究計画書 2部

研究指導教員氏名（自署）： _____

修士（看護学）論文 研究計画書
(特別研究・課題研究)

令和 年 月 日

学籍番号： _____

学生氏名： _____

研究指導教員氏名： _____

1. 題名
2. 研究の背景
3. 研究目的
4. 研究の意義
5. 研究方法
 - 1) 研究デザイン ※¹
 - 2) 研究対象
 - 3) データ収集方法
 - 4) データ分析方法 ※²
 - 5) 研究期間
6. 研究倫理の確保 ※³
7. 研究資金
8. 研究スケジュール
9. 研究結果の公表予定 ※⁴
10. 文献

- ※¹ 量的研究の場合は、研究の枠組みも示すこと
※² 信頼性と妥当性を確保する方法を記述すること
※³ 利益相反についても記述すること
※⁴ 学会誌への投稿まで記述すること

様式第4号

修士（看護学）論文審査申請書

（特別研究・課題研究）

令和 年 月 日

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科 科長 殿

日本赤十字九州国際看護大学大学院
看護学研究科 看護学専攻 修士課程
学籍番号
氏 名

印

日本赤十字九州国際看護大学大学院学則第29条に基づき、下記の修士論文の審査及び最終試験を受けたいので申請します。

記

修士論文 4部
修士論文要旨 4部

研究指導教員氏名（自署）： _____

修士論文要旨

(特別研究・課題研究)

令和 年 月 日

看護学専攻 () 学 領域	学籍番号 氏 名
論文題目	

研究指導教員氏名 (自署) : _____

共同研究者同意書

令和 年 月 日

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科 科長 殿

貴大学大学院修士課程の _____ 氏が修士論文、

論文題名 _____

において、下記の共同研究の成果を論文の一部として使用することを、共同研究者として同意いたします。

記

共同研究題名

共同研究者 氏名
所属
住所

氏名
所属
住所

修士（看護学）論文審査報告書

令和 年 月 日

日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科 科長 殿

修士論文審査委員会 主査
副査
副査

印
印
印

申請者	学籍番号	氏名	学位名 修士（看護学）
論文題名			
論文審査結果	合格 不合格		
論文審査要旨（研究の概要・評価、400字以内）			
最終試験結果	A ・ B ・ C ・ D		
最終試験要旨（試験の方法・概要・評価）			

